

2019年2月7日ヒアリングにおける水道課回答を基本に据えた質問と要請

1. 2月7日の水道課回答

- 1、H24年度再評価は、「本体工事等の着工前評価」である。
- 2、H25年3月15日付で提出されたH24年度再評価報告書には「本体工事等の着工前評価」との記載はない
- 3、従前から佐世保市は「本体工事等の着工前評価」とする意向が強かったので、長崎県がH25年度予算に「付替え道路工事費」を盛込んだので、「本体工事等の着工前評価」とみなした。（実際はH25年度には工事再開はできていない）
- 4、よって、原則10年間は再評価の必要はない。
- 5、ただし、社会状況等の変化があれば、再評価の必要はある。
- 6、現在は、その判断は佐世保市が行うべきであって、当方から指示する必要はないと考えている。
- 7、毎年の予算要求時に佐世保市の状況は入手している。その情報で上記6の判断はできる。
- 8、佐世保市がH24年度再評価提出前の市議会で「今回提出する再評価は5年ごとの再評価であって、本体工事等の着工前評価ではない」と言っているとのことについては、佐世保市に確認をとり、その結果を初鹿衆議院議員国会事務所に報告する。

2. 4月5日の質問事項

水道課は“平成24年度再評価は「本体工事等の着工前評価」とみなしているからその後10年間は再評価の必要なし”、“特別な社会状況の変化はないと認識しているので、現段階では再評価の必要ない”としている。

しかし、私たちは次の再評価が2012年度再評価の10年後の2022年度では遅すぎると考える。2024年度の再評価では、「石木ダムに水源開発を要するほどの水需要の伸びはない」ことが明らかになると考える。一方、事業が進んで13世帯の皆さんが強制収用で生活の場を失っている可能性がある。2022年度の再評価では「時すでに遅し」で、取り返しがつかない状況に陥っている可能性が高いからである。

このような事態の回避を目的に、以下、質問・要請事項を記す。

1. 上記 1. 2月7日の水道課回答 8については「復命書(9月28日)佐世保市より.pdf」を初鹿事務所に送付されただけで、8に対応した回答を得ていない。8の回答を示されたい。
2. 2012年度再評価を「本体工事等の着工前評価」とみなし、「10年間は再評価不要、現状況においても必要ない」との回答について
 - 「本体工事等の着工前評価」みなした年月日とその具体的理由を示されたい。

◇ 説明：水道課は2月7日に“長崎県がH25年度予算に「付替え道路工事費」を盛込んだので、「本体工事等の着工前評価」とみなした”としているが、長崎県は2010年度予算で既に「付替え道路工事費」を盛込んでいるから、「本体工事等の着工前評価」の根拠にならない。

以下、経過を示す。

- ・ 長崎県は、2010(平22)年3月24日、初めて付け替え道路工事に着手。
 - ・ 「話し合いを行うため」として、同年7月23日、工事を一時中断。
 - ・ この中断状況は、事業認定手続やダム再検証手続等の介在もあり、2014(平成26)年7月29日まで4年間継続
 - ・ 因みに、長崎県が中断した付け替え道路工事を2014年7月30日再着手する旨公表したのは同年7月24日。
- 「本体工事等の着工前評価」とみなす行為は行政上の行為であるから、その決定文書を示されたい。
 - 「5年ごとの評価」、「本体工事等の着工前評価」は基本的に、水道課からの指示によってなされるものか、それとも事業者(佐世保市)の自主判断によるものなのか。
 - 5年ごとの評価を事後に「本体工事等の着工前評価」とみなすのは、事業者(佐世保市)からの申し出によるものなのか、それとも水道課の独自の判断によるものか。申出によるものであれば、その根拠となる記録を示されたい。
 - 「5年ごとの評価」として報告されたものを事後に「本体工事等の着工前評価」とみなすのは水道課の権限なのか？
 - 上記みなしを行う場合、どのような条件が必要なのか？
 - 「5年ごとの評価」として報告されたものを事後に「本体工事等の着工前評価」とみなしたのであるから、2013年3月15日後に、水道課と佐世保市の間ではどのような協議がなされたのか？
 - 「5年ごとの評価」として報告されたものを事後に「本体工事等の着工前評価」とみなすことはよくあることなのか。これまでの事例を示されたい。
 - 石木ダムの場合、事業地に居住している13世帯の皆さんが絶対反対を続けていることを承知の上で、「本体工事等の着工前評価」とみなしたことになる。着工できる目途はあったのか。
- ◇ 説明 事業認定が告示されたのは2013年9月
- ・ 石木ダム事業認定が告示されたのは2013年9月のことであって、2012年度再評価が水道課に報告されたとする2013年3月15日の半年後のことである。国の論理に従っても、2013年3月15日段階では事業の見通しは立っていない。もちろん、収用採決・明渡裁決の目途は全く立っていないので、事業地確保の具体的日時の予測は全く不可能であった。本体等工事の目途は遠い先のことであった。

- ・ 現在に至っても、大部分の収用対象物件については収用採決・明渡裁決がなされていない。国の論理に従っても、土地獲得の具体的な見込みは立っていない。

◇ 小括

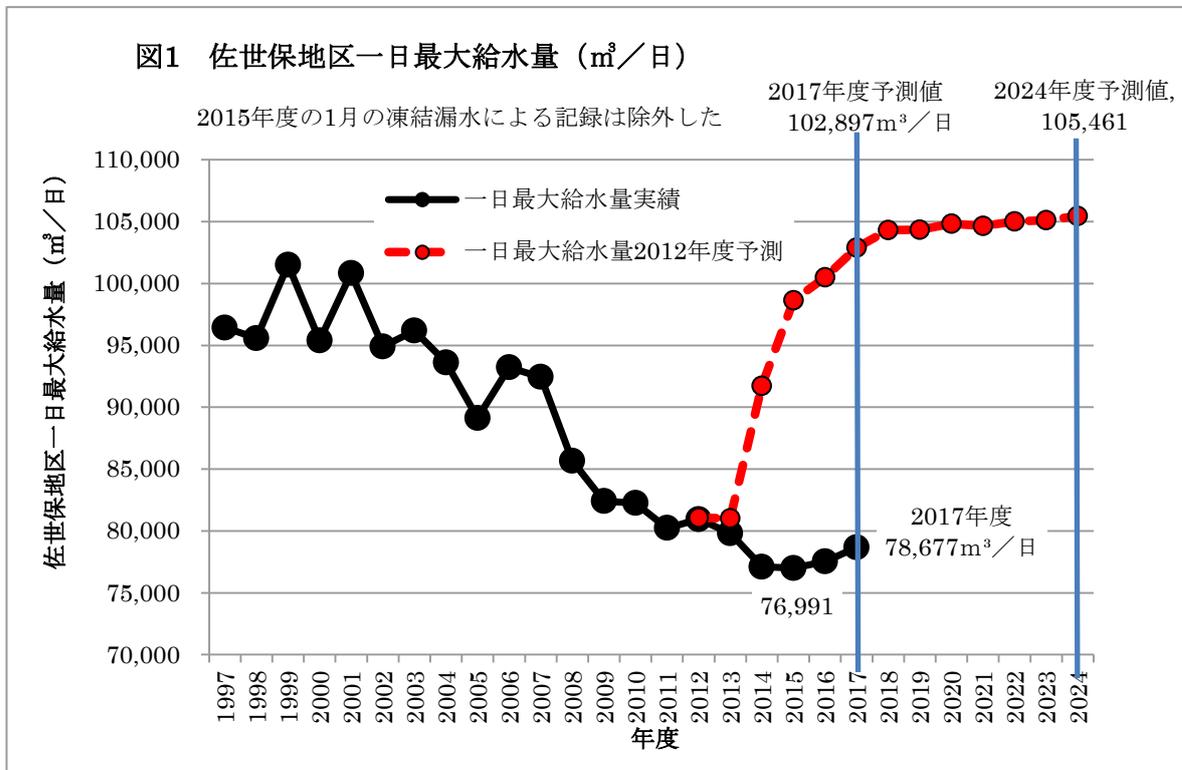
- ・ 国の論理に従っても、いまだに土地獲得の具体的な見込みが立っていない。すなわち、本体工事着工の目途が立たぬまま、2012年度再評価から6年が経過している。
- ・ 2012年度再評価を「本体等工事の着工前評価」としたことは、実態に全くそぐわない。
- 着工できる目途はなくても「本体工事等の着工前評価」とみなし、なおかつ「今は再評価の必要ない」としている。このままでは実力行使を伴う強制収用に至る可能性が高い。「佐世保市による石木ダムへの水源開発事業は、実力行使を伴う強制収用によって失われる利益よりも、得られる利益が大きい」と水道課は判断しているのか。

3. 「本体工事等の着工前評価」について

- 「5年ごとの評価」と「本体工事等の着工前評価」との目的の違いと書き込むべき内容の違いは何か？
 - 「本体工事等の着工前評価のあとは10年間再評価の必要ない」としているが、これは「ダムによる水源開発事業」にのみ適用されるのか。他省庁にもこのような内規が存在するのか？
 - 「本体工事等の着工前評価のあとは10年間再評価の必要ない」は何故設けられているのか？
 - 「本体工事等の着工前評価のあとは10年間再評価の必要ない」を適用した事例をすべて示されたい。土地収用法適用の有無、ダム事業地内の住民強制排除の有無、社会状況の変化アリとした再評価の有無、についても記されたい。
4. 「本体工事等の着工前評価」は実力行使を伴う強制収用をも前提としているのであれば、その事業の必要性、その事業によって失われる利益等について、緻密かつ厳密な評価が求められる。「本体工事等の着工前評価」は5年ごとの再評価とは、その機能がまったく違うのではないか。水道課の認識を示されたい。
5. 「本体工事等の着工前評価」がなされていたとしても、その時に実力行使を伴う強制収用を考慮に入っていない場合は、「実力行使を伴う強制収用」が必至となった場合はまさしく大きな社会状況の変化に相当するのではないか。そのような状況に至った場合こそ、取り返しのつかない状況に陥ることを回避するために、「本体工事等の着工前評価」が不可欠と考えるが、見解を伺う。
6. 水道課は「現状においても再評価を必要とする社会的情勢の変化なし」としているが、当方の2月7日用配布資料4から6ページの状況を認識しての判断なのか。以下、次ページに当該部分を引用する。

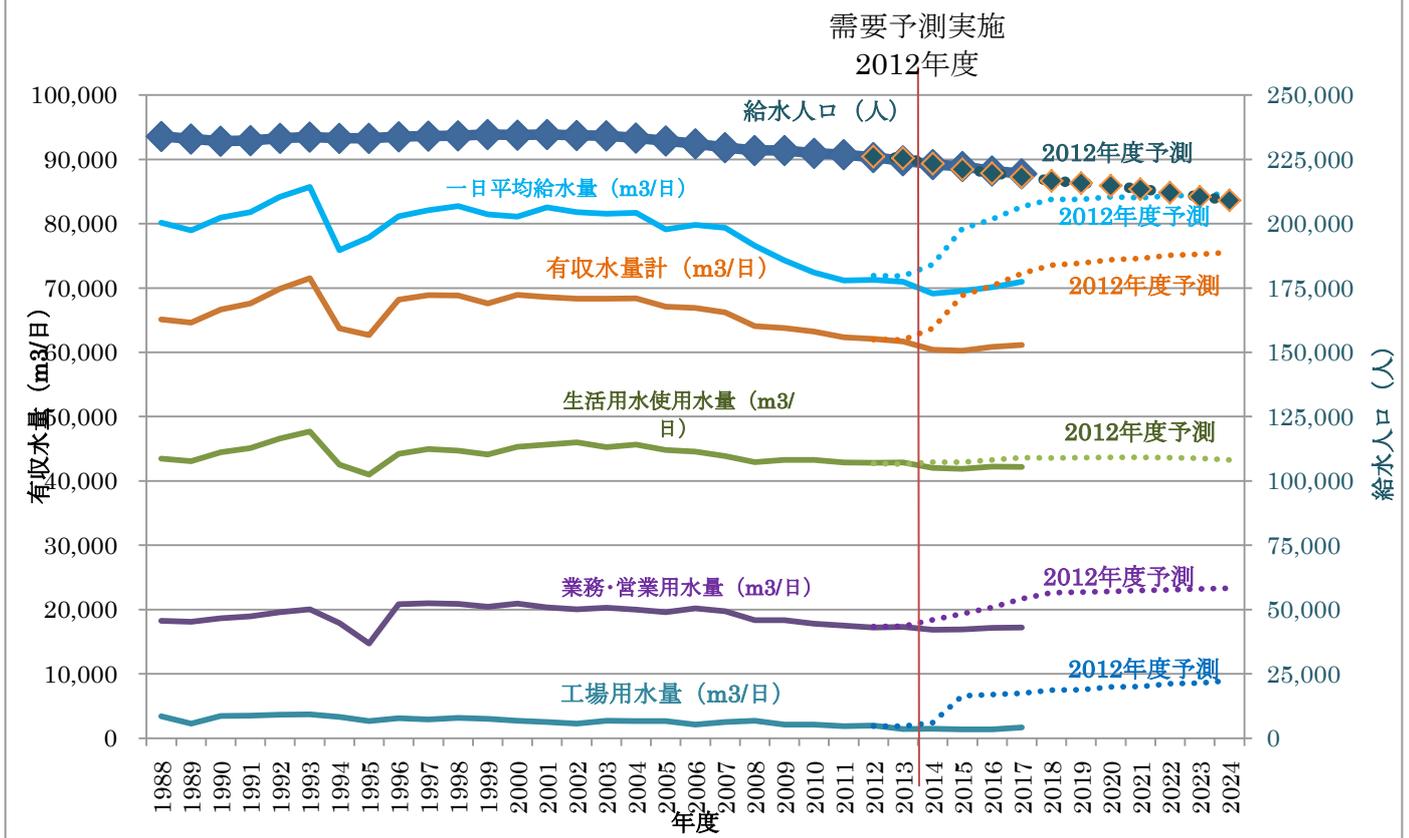
3. 2012 年度再評価は、手法が間違っていた。

- 2012 年度の再評価結果はその後の実績と大きく乖離しています。
 - その様子を図1 「佐世保地区 一日最大給水量の変遷と 2012 年度予測」、と、図2 「佐世保地区 給水人口 用途別使用水量の変遷と 2012 年度予測」に示します。
- 図1 「佐世保地区一日最大給水量 (m³/日)」を用いての説明



- 実線は実績で、点線は 2012 年度に佐世保市が行った予測値です。
 - 2012 年度の予測では一日最大給水量を、2017 年度予測値は 102,897m³/日、2024 年度は 105,461m³/日、と予測しています。2017 年度の実績は 78,677m³/日にすぎません。24,000m³/日～27,000m³/日もの過大予測になっています。
 - 佐世保市は、「予測は余裕を見ているのだから当然のことで、何ら問題ない。」としています。
 - 果たしてそうでしょうか。過大予測になった主な理由は二つです。
 - ・ 一つは、「実際に使用されるであろう水需要の算出に用いた手法の間違い」
 - ・ もう一つは、「余裕の見込みすぎ」=安全率、負荷率等の過小評価 です。
 - ここでは、「実際に使用されるであろう水需要の算出手法の間違い」について、図2 を用いて説明いたします。
- 図2 「佐世保地区 給水人口 用途別使用水量の変遷と 2012 年度予測」を用いての説明
- 実線は実績で、点線は 2012 年度に佐世保市が行った予測値です。
 - 給水人口は佐世保市の予測によく一致しています。

図2 「佐世保地区 給水人口 用途別使用水量の変遷と2012年度予測」



- **一日平均給水量**は浄水場から送り出された水量で、途中での漏水も含まれます。予測では凡そ 15,000m³/日の増加を見込んでいますが、実績は減少したままで、全く増加していません。
- 漏水を含まない、実際にメータで完治された水量を**有収水量**と言います。13,000m³/日程の増加を見込んでいますが、実績は全く増加していません。

一日平均給水量と有収水量の差の大部分は**漏水**です。

 - 有収水量の主な内訳は、**家庭用水**、**業務営業用水**、**工場用水**です。
- **業務営業用水**と**工場用水**は、上昇すると予測されていますが、実際には予測とはずれて、少しも上昇していません。

 - その原因は、私たちが指摘してきたように、佐世保市が実際にはありえないことを上昇材料として予測していたことにあります。
 - 佐世保市は観光客が増えるとして、業務営業用水の上昇を見込みました。しかし、観光客が増えたとしても給水人口が減少すれば、業務営業用水の上昇は見込めないのです。佐世保市はこの事実を無視して予測をしていました。
 - 工場用水について佐世保市は、「SSK が水使用量が多い修繕業務を 2 倍位に増やす予定なので水の使用が大幅に増える」としました。しかしそれは佐世保市の誤解であって、「2 倍に増えるのは他の業務を縮小することによって、修繕業務が業務内訳に占める割合が 2 倍になるのであって、実際の当該業務量

(受注量) はほとんど変わらない」と私たちが何度も見直しを求めたのですが、耳を貸すことはありませんでした。

➤ 3の小括

- 現在は、佐世保市が 2012 年度予測で想定した状況とは全く異なり、私たちが指摘していた通りの状況になっています。
- この事実を認めずに、その見直しを拒否して石木ダムへの水源開発を進めることは、将来に不幸をもたらすだけです。
- 厚生労働省「水道施設整備事業の評価実施要領等解説と運用」(H26) 原則要領の第 2 (4)「その他、社会経済情勢の急激な変化等により事業の見直しの必要が生じた場合には、適宜、再評価を実施するものとする。」を引用するならば、「佐世保市が想定していた社会経済情勢が急激に変化した」に該当すると考えます。

4. まとめ

以上 2 点、すなわち、

- ① 世保市は実施すべき 2017 年度再評価を実施していない、
- ② 現在の状況は、佐世保市が 2012 年度予測で想定していた状況と大きく変わっている

のであるから、

厚生労働省は佐世保市に再評価を実施するよう求める必要がある。

4月5日の厚労省水道課ヒアリング 質問・要請事項について その2

2019年3月21日

厚生労働省 医薬・生活衛生局

水道課 課長補佐 出口 桂輔 様

水道課 上水道係長 倉澤 英之 様

長崎県佐世保市稲荷町27-31

宮野 和徳

TEL&FAX: 0956-31-2782

石木ダム建設事業に係る2012年度再評価の 位置づけに関する質問について

1 はじめに

私は、長崎県と佐世保市が共同事業者として計画する石木ダム建設事業に関し、利水参画者である佐世保市が実施した2012（平成24）年度の事業の再評価の位置づけについて、「原則5年経過ごとの再評価」か、それとも「本体工事等の着手前の適切な時期の再評価」なのかを質問、情報公開請求等を重ねながら追及・調査してきました。

本年2月7日、公共事業チェック議員の会によるヒアリングの場に参加する機会をいただいた私は、その折に御省に対し、1月20日付け要請書を提出しました。時間的な制約もあり、ヒアリングでは十分に議論を交わすことができないで終わり、仕方ないこととはいえ大変残念に思っております。

佐世保市は、2012年度から5年後の2017年度に「原則5年経過ごとの再評価」を実施する必要があるにもかかわらず、これを行わないまま現在に至っています。このことは、12年度当時の事実関係や評価実施要領等に即して考えると不当であり到底容認することができません。この観点から御省に対し、佐世保市に、「原則5年経過ごとの再評価」を直ちに実施するよう指示してください、とするのが先の要請書でした。

この度は、再度のヒアリング出席の機会が与えられる運びであることを受け、要望書を質問形式に改めて本書を提出いたします。

【用語例】

- 原則5年経過ごとの再評価→「5年ごとの再評価」
- 本体工事等の着手前の適切な時期の再評価→「着手前再評価」
- 2012(平成24)年度再評価→12年度再評価 ※他にもこれに倣う
- 2019年1月20日付け要請書→「要請書」
- 再評価結果報告書→「報告書」

2 問題の所在

- (1) 佐世保市（事業評価の実施主体は佐世保市水道局であるから、以下、「水道局」）は、07年度再評価から5年後の12年度に「5年ごとの再評価」を実施し、13年3月15日、その結果を厚生労働省に報告して12年度再評価の全手続を終了しました。
- (2) 水道局は、12年度から5年後の17年度に「5年ごとの再評価」を実施する必要があるにもかかわらず、これを実施しませんでした。このことについて水道局は、12年度再評価は「着手前再評価」の位置づけで実施したのだから、17年度に「5年ごとの再評価」を実施する必要はない。次回再評価は10年後の22年度になる。このように説明しています。
- (3) 水道局の説明は、12年度中の市議会における水道局長らの答弁、その他の資料、私への回答内容と大きく食い違い、矛盾だらけです。評価実施要領等に照らしても合理性は認められず、12年度再評価を「着手前再評価」と位置づける正当な理由・根拠はありません。
- (4) 一方で御省は、私の17年2月7日付け及び3月11日付け質問に、同年2月23日付け及び3月27日付け回答で、12年度再評価は「着手前再評価」であるとする理由・根拠を次のように説明しています。

《石木ダム建設事業の検証に係る検討では、平成24年6月に「継続」の対応方針が決定し、平成25年度から堤体工、平成26年度からダム本体工に着手するとの見通しが示されています。加えて、長崎県が平成25年度予算で本体関連工事の予算計上をされ、平成25年度から本体関連工事に着手することが示されております。このため、佐世保市は平成24年度に、本体関連工事の着手前評価として当該事業再評価を実施されたものと理解しています。》（以下、「御省の判断」）

御省の判断は、ある時点から水道局が、私に説明しはじめた理由・根拠と相通じるものがあり、ほぼ同一です。

本書では、水道局の説明の誤りを指摘・批判し、同時に御省の判断の誤りを質しているようにするものです。

御省に、次の質問を行います。

3 [質問]

御省の判断によれば、「石木ダム建設事業に係る12年度再評価は「着手前再評価」として実施されたものと理解している」と説明しますが、御省の判断の個々の文章に事実が含まれるものの疑問点が多く、この説明には全く同意できません。その理由は下記の【理由】で述べるとおりです。

御省のご見解をお聞かせください。

記

【理由1】:

- (1) 厚生労働省健康局水道課は、12年度に入るや時を置かずに4月20日付け事務連絡で水道事業者である水道局に（県の衛生行政担当者経由で）、「平成24年度に事業評価を行う事業につき、評価委員会等へ提出する資料」の提出をお願いし、その後5月21日付け事務連絡で「ヒアリングを行う」旨を連絡されています。後者の事務連絡文書によれば、ヒアリングの調査対象は「平成24年度に再評価の対象であるもの」とされていることから、12年度に入った時点で御省は、石木ダム建設事業に係る再評価は「5年ごとの再評価」の認識であったことを示しています。
- (2) 一方で水道局は、厚生労働省健康局水道課のお願いに応じ、おそらく提出期限までに上記資料の提出を行い、6月22日、水道局の担当者を出張させてヒアリングに臨んでいます。ヒアリングにおいて水道局は、①前回再評価以降の経過の報告 ②提出資料の内容の説明 を行っています。これらの経過から水道局は、12年度再評価は「5年ごとの再評価」であるとの認識を当然のこととして、12年度の早い段階から12年度再評価に着手したことが明らかです。
- (3) ここでは再評価手続の進捗状況について、過去の再評価と12年度再評価を比較しながら考えてみます。

04年度及び07年度再評価の手続進行は年内に委員会答申があるという普通に穏当なものでした。両年度の手続概略は次のとおり。

- ・04年度＝第1回再評価委員会（9月30日）、第2回委員会（10月4日）、第3回委員会（10月15日現地視察）、第4回委員会（10月29日）、11月15日委員会答申、12月27日結果報告。
- ・07年度＝第1回再評価委員会（10月10日）、第2回委員会（10月23日）、第3回委員会（11月13日）、12月15日委員会答申、2月21日結果報告。

この両年度と比べ12年度再評価は、4か月遅れの1月末に第1回再評価委員会、2月21日第2回委員会、3月14日第3回委員会・即日委員会答申、3月15日結果報告という考えられないようなタイトなスケジュールで拙速主義の見本のよ様な進行でした。

- (4) この異常な12年度再評価の手続進行を裏付けるのが、要請書に添付した**別紙4**：「交渉の場における川野水道計画室長(当時)の発言」の出来事です。明日に第2回再評価委員会を控えた2月20日のことで、私（たち）は、12年度再評価に重大な関心を持ち、年度当初から要請、申し入れ、質問、委員会傍聴等の諸行動に忙しく取り組んでいました。この日の要請行動に水道計画室長（現在、次長兼

水源対策・企画課長) ひとりに対応されていきました。話合いの途中、突然、室長の態度が急変し、堰を切ったように発言を続けました。私たちはただ驚いて為す術を知りませんでした。この13年2月末の時点の出来事から思うに、水需要予測の手法や結果に一定の目途が立ったとはいえ、水道局の最重要の関心事は12年度中に再評価手続を完了させることができるかどうかであり、関係職員は誰もが焦燥感にさいなまれていた時だったのではないかと推察されます。

再評価手続が切迫していた状況を示す事実をひとつだけ指摘しておきます。水需要予測に関して12年12月8日付け長崎新聞の記事が再評価委員会資料に取り込まれている事実です。この記事を目にしたことから、おそらく既に完成済の委員会資料は急遽、作成し直されたに違いありません。この一事からその苦心惨憺の跡がよく伺え、同時に第1回再評価委員会の1月末開催を妙に理解できます。→

参考資料 I

- (5) 12年度再評価手続中の9月27日、水道局は、再評価の位置づけについて御省に<相談>した事実がありますが、これに御省は、「現状で着工前再評価になるかは判断できない」旨の判断を示されました。けだし、これは正しい判断であると評価します。

水道局は、12年度再評価に関して相談等々の目的で再三御省に出張しています。最後は12月3日です。ところが、再評価の位置づけについて相談したのは9月27日のみで、その後の機会に相談したことも、御省から「着手前再評価と判断できる」旨の判断が示された形跡も認められません。重要な関心事のはずだし、折角の出張の機会でもあり、これを利用しない手は無いはずなのにです。このことから、再評価の位置づけ問題は決着済みの認識が強くなり、または再度相談するほどの事情の変更は無かったものと思われまふ。→参考資料IIの①～④

(結論)「12年度当初から一貫して、御省の認識も水道局の認識も、12年度再評価は「5年ごとの再評価」だった」のです。

【理由2】:

- (1) 水道局は、ある時期(詳細は後述)から12年度再評価は「着手前再評価」として実施したものと説明するようになりました。これを是認できない私は、2012年度中に水道局はどのような説明をしているのか、様々な資料を探索して調査しました。その結果をまとめたのが要請書に添付した別紙3:「これだけある!「平成24年度再評価」は原則5年ごとの再評価であることを示す証拠」です。
- (2) 【理由1】で指摘したように、水道局は、12年度再評価を「5年ごとの再評価」の認識のもと、再評価手続に着手し、手続の中ほどで<相談>した事実はあったものの、最後まで「5年ごとの再評価」との認識は変わりませんでした。別紙3に示す

各証拠（市議会会議録、復命書、再評価委員会資料・議事録、13年年初の水道局長メッセージ等々は、12年度再評価が「5年ごとの再評価」として実施されたことを明確に示しており、これを証明する絶対的な証拠です。因みに、これに反する証拠はひとつも存在しません。

（結論）「**数多の証拠は、12年度再評価は「5年ごとの再評価」であることを完璧に証明している**」のです。

【理由3】：

- (1) 2011年7月7日、御省が発出した通知に係る評価実施要領及び評価実施細目を解説・補完することを目的とした「解説と運用」は、「本体工事等の着手前の適切な時期に該当して評価を実施する場合は、本体工事等の着手前の適切な時期または着手後であることを、着手予定の時期または着手の時期を示すことにより明らかにすること」としています。

このことは、本体工事等に着手する予定が公表されること、または本体工事等が現実に着手されること、これらの事実の存在が「着手前再評価」の絶対的な必要条件(大前提)であることを示しています。つまり、着手予定の事実または着手の事実の存在があってはじめて、「着手前再評価」と位置づけることができるのです。

- (2) 少し実際問題について考えてみます。通常の例だと、どんな事業でも、起業者（長崎県）がいきなり無通告で工事に着手する<乱暴>なやり方をとるとは考えられません。1週間なり1か月なりの猶予を与え、着手予定日を公表して着手するものです。

ダム建設事業で言えば、公表から着手までが短期であれば、「報告書」に「着手の時期」が示され、公表から着手までが長期であれば、「報告書」に「着手予定の時期」が示されることとなります。再評価は、数か月以上あるいはそれ以上の期間を要することにかんがみれば、実際には「着手した時期」を示す例が多くなります。

- (3) 石木ダム建設事業では、12年度を挟む前後の期間において本体工事等の進捗状況がポイントになることは明らかです。この観点から調査して作成したのが要請書に添付した**別紙1：「着手前評価」との位置づけを考えるための最小限の年表**です。この中から必要最小限の時期に絞ると次のとおりです。

- ・長崎県は、2010(平22)年3月24日、初めて付け替え道路工事に着手。
- ・「話し合いを行うため」として、同年7月23日、工事を一時中断。
- ・この中断状況は、事業認定手続やダム再検証手続等の介在もあり、14(平成26)年7月29日まで4年間継続。因みに、長崎県が中断した付け替え道路工事を14年7月30日再着手する旨公表したのは同年7月24日。

この厳然たる事実関係の下で、どんなに詭弁を弄しても12年度再評価を「着手前再評価」と位置づけるのは不可能なことです。

(結論)：「**あえて言う。佐世保市は天地神明に誓って12年度再評価は「着手前再評価」だと言えるのか！？**」です。

【閑話休題】

12年度再評価手続中の9月27日、水道局は、「補助採択にかかる相談」目的で水道部長らを御省に出張させ、「再評価の位置づけ」について質問しています。そのときの協議内容を出張の復命書から引用してみます。次のとおりです。

「**県道工事に着手していることから、今回の再評価は「着工前評価」として行う必要があるのかについて質問したところ、現状で着工前評価になるかは判断できないとのことであった**」

この「**現状で着工前評価になるかは判断できない**」とする御省の判断について、【理由1】の(5)で私は、「けだし、正しい判断である」と評価しました。

なぜ私が、正しい判断と評価するのか、その考えを述べます。

復命書の記載からだけでは、やり取りの詳細が不明という限界はあります。それを承知で私は、まず「**県道工事に着手していることから**」に着目します。別紙1の③に示すとおり、10年3月24日、付替え道路工事に着手した事実があり、この工事は、4か月後の7月23日をもって中断しています。水道局は、この3月24日に着手した事実を、解説と運用が示す「着手の時期」と看做することができないものかと考えて質問したのではないかと。しかし、御省の判断は「**現状で着工前評価になるかは判断できない**」でした。ここでいう「**現状で**」は、「相談時点における工事の中断状況が継続中の現在では」の意味であると考えるのが相当だと読めます。そして、「**着工前になるかは判断できない**」は、「着工前と判断することはできない」の意味であることは明らかです。

加えて、もうひとつの理由があります。御省が実施要領等に係る通知を発出したのは、12年度の8か月前、11(平成23)年7月7日です。“法律不遡及の原則”は、一般的には何事にも適用されるべきですから、実施要領等が適用されるのは11年7月7日以後となるのが原則です。「**県道工事に着手していることから**」は為にするものであり正当性の欠けらもありません。だから私は、「正しい判断」と評価しました。

12年度再評価で行う水需要予測の出鱈目さは、水道局自身がいちばん分かっているはずですが、そのために最後の最後まで「着手前再評価」と位置づけられないものかと期待感を抱き念願していたであろうことは否定はしません。端無くも、その一端を裏付ける出来事が。次に述べる「報告書」の文章の“差し替え”問題だったと言えそうです。

【理由4】:

- (1) 13(平成25)年3月15日水道局が、12年度再評価の結果について御省に報告したことを受け、3月25日私は「報告書」について情報公開請求を行い、4月10日情報公開の決定、同月11日「報告書」の開示を受けました。
- (2) 開示から2年半も経った15年9月18日、突然、川野水源対策・企画課長(再評価時の水道計画室長)から電話が入りました。川野氏の用件は、「報告書」の文章(具体的には第2頁の「経緯」欄中の一部)について、文章の差し替えをお願いしたいというものでした。これが決着までには、私と川野氏との間で質問⇔回答のやり取りを含めて様々なやり取りが行われましたが、最終的には川野氏の依頼を私が受け入れたことでもあり、その詳細は割愛します(資料としてその全部をファイルして保管している)。
- (3) ここでは、ひとつだけ川野氏から届いた書面の内容を紹介します。口頭の説明ではなく文書による説明を求めた結果、届けられたものです。要旨は次のとおりです。
 - ・「局内で調査したところ、今回の事務処理にあたり本来、決裁文書に基づき行うべきところを、担当者の手持ち資料を利用し対応してしまったことが原因」
 - ・「決裁文書と手持ち資料は同じ内容との担当者の思い違いが原因であるが、その一方で事務処理の組織的なチェックミスも原因の1つである」
- (4) 私としては、①再評価手続中に二つの「報告書」を準備していたのではないか。②正しい「報告書」(決裁文書)ではなく、担当者の思い違いから誤った「報告書」が私に開示されたというのは事実か。③誤った「報告書」が私に開示されたことに気付いたのは何時か。どういうことから気付いたのか。等々の疑問がありますが、これ以上深入りすることはしません。
- (5) 要請書に添付した別紙2:「【差し替え前の文章】と【差し替え後の文章】」は、二つの文章を書き写したもので、前者が開示されたもの、後者が決裁文書(御省に提出されたのがこれ)になります。

二つの文章は、冒頭から「…完了していることから」までの4行は同一文です。それに続く文章は、表現に若干の違いはあるものの、文意はほとんど同じです。違いを言えば、後者には前者に無い「ダム検証時の工程計画のとおり」の文言があること。決定的な違いは、前者には後者に無い「今回の再評価は「本体工事等の着手前の適切な時期の評価」として実施するものであります」(下線は筆者)の文言があることです。
- (6) 上記の<違い>について考察します。
 - ①「ダム検証時の工程計画のとおり」について
「ダム検証時の工程計画のとおり、平成25年度に本体工事に着手(する)」

という、工程計画があたかもダム検証において示されたと言わんばかりです。しかし、これは事実に反する明らかな誤りです。なぜなら、この工程計画は長崎県が08(平成20)年7月24日に公表したのだからです。→別紙1の

①参照

- ②「今回の再評価は「本体工事等の着手前の適切な時期の評価」として実施するものであります」について

「解説と運用」は、「評価の内容をとりまとめ、厚生労働省に報告する」ものとして標準様式を示されています。そして、本体工事等の着手前の適切な時期に再評価を実施する場合は、「本体工事等の着手前の適切な時期または着手後であることを、着手予定の時期または着手の時期を示すことにより明らかにすること」としています。

このことから、「着手前再評価」を実施した場合の「報告書」の記載方法はいかにあるべきかが問われますが、私は次のように考えます（この方法以外の方法は考え付きません）。

- ・「何年何月何日、〇〇工事に着手予定であることから（または、〇〇工事に着手したことから）、今回の再評価は「本体工事等の着手前の適切な時期の評価」として実施する（した）ものであります」

- (7)【差し替え前の文章】には、「今回の再評価は「本体工事等の着手前の適切な時期の評価」として実施するものであります」の文言が見られます。12年度再評価が「着手前再評価」として実施されたのであれば、まさに非の打ち所の無い適切な文言だと言えます。ところで、水道局が説明するように、12年度再評価が「着手前再評価」であれば、何ゆえにこの適切な文言の無い【差し替え後の文章】による「報告書」を御省に提出したのか、この大きな疑問が残ります。しかし、その答えは単純明快で、12年度再評価は「5年ごとの再評価」であることを端無くも水道局自身が自白したも同然、ということです。

- (結論)：「報告書の差し替えという摩訶不思議も、何のことはない、12年度再評価が「5年ごとの再評価」であることの証左でしかなかった」のです。

【理由5】：

- (1) ここまで私は、別紙1の年表で12年度再評価を「着手前再評価」と位置づける理由・根拠は無いこと（工事の中断状況は継続中だったこと）を明らかにし、別紙3の各証拠によって、水道局は、12年度中はもとより13年度の議会においても、12年度再評価は「5年ごとの再評価」として実施した旨を明言している事実を証明してきました。常識的に考えて、別紙1及び別紙2の事実関係だけをもって12年度再評価は「着手前再評価」ではないこと、「5年ごとの再評価」であること、このことが余すところ無く（反論の余地の無いものとして）完全に

証明されたと断定することができますから、これに加えて、さらなる証明の必要はないものと考えます。

しかし、何ゆえか御省は、水道局に〈理解〉を示されます。こうなったら、私としては御省の判断を完璧に論破し証明する必要があるところですが、そこで、もうひとつの証拠を提示することとします。御省には信じ難いことかも知れませんが、水道局が12年度再評価を「着手前再評価」と説明し始めたのが13(平成25)年度以降で、私の調査した限りでは14(平成26)年が最初です。市議会会議録、新聞記事、私に対する回答等を、時系列で整理したのが**別紙7：「着手前再評価」と位置づける理由・根拠の摩訶不思議**です。この**別紙7**を要請書に添付した別紙1～6に追加して本書に添付します。

(2) **別紙7**を踏まえて考察を進めます。

初めて市議会で、水道局長が「着手前再評価」に言及したのは14(平成26)年12月9日のことです(**別紙7の①**)。答弁の中味は、忖度を要するほど曖昧かつ不十分な表現が多く、誤りや不正確な表現も見られます。肝心の理由・根拠は示されないままです。

同②は、曖昧かつ不十分、不正確な説明であることは**①**に同じですが、看過できないのは「13年度の県道付け替え契約を工事着手とみなした」の発言です。契約＝工事着手の認識には驚きです。「13年度になって契約した」とも読めそうだし、「13年度に着手する内容の契約」とも読めますが、いずれであっても、この発言の大嘘に変わりはありません。工事の中断状況継続中のど真ん中で「工事契約」は有り得ません。作り事です。まさにハチャメチャな水道局長発言ですが、自らの馬鹿さ加減を正直に告白しているとすれば、この点は評価に値するとも言えるかも知れません。

同③は、どういう理由・根拠に基づいて「着手前再評価」として実施したのかを述べないで、単に「着手前再評価を行った」というだけのとんだ代物です。

同④は、前置きで長々と実施時期の解説を加えるのは良しとしても、「平成25年度に本体関連工事であります付け替え道路工事に着手されてございます」の大嘘はいただけません。これにはあきれて開いた口が塞がりません。典型的な後付けの理由を議会で開陳する度胸には恐れ入ります。平成25年度に付け替え道路工事に着手した事実はありません。

同⑤は、私の質問への回答。ここでも**④**と同様に、「平成25年度に本体関連工事であります付け替え道路工事に着手しております」から「着手前再評価」だと、事実に反す説明を平然と繰り返しています。**④**と**⑤**は時期的に極めて近接していますから、同一内容であるのは当然ですが、この時期にこの様な誤った認識で凝り固まっていたすれば救い難いことです。それにしても16(平成28)年3月時点における説明がこれとは驚きです。

同⑥は、同⑤の「平成25年度に付け替え道路工事に着手している」の回答に、私が「それは事実ですか。平成25年度にそのような事実は無かったと思うが」と、3月25日付けで再質問したことに対する回答です。「本市といたしましては平成24年度の再評価については、当初より「本体関連工事の着手前の適切な時期」に行う評価として捉えており、その前提で厚生労働省とも協議をおこなってきたところであります」だそうです。この説明と御省の判断には大きな懸隔があり、水道局は御省の判断を否定しているとも言えます。

同⑦は、同⑥の回答に、私が4月15日付けの再質問したことに対する回答です。「平成25年度に付け替え道路工事に着手している」とする説明の誤りを私から指摘されたものの、指摘には何ひとつ釈明せずスルーしたまま、全く違う理由にならない説明を繰り返してきたのがこれです。新たに繰り返してきた理由・根拠こそ、今でも拘泥している水道局の説明に通じており、御省の「理解」と通底しているという不思議が見えます。ところで、同⑦の〈時期〉にご注目ください。**16（平成28）年5月**のことです。12年度再評価手続の完了後、4年以上が経過しています。17年度再評価が視野に入り始めた時期にあたります。論評に値しないというしかありません。

同⑧は、これは2016年12月13日の議会答弁です。この期に及んでも水道局長は、まさにしれっと「平成24年度の時点では、長崎県が平成25年度に付け替え道路工事の着手を予定されていた」と嘘を重ね、恥の上塗りでしかない答弁を行っています。

なお、水道局の回答内容を俄かに信じ難いものがあるやも知れない御省に、事実であることを証明しなければとの思いから、別紙7の⑤、⑥、⑦に係る回答書を本書に添付することとします。→参考資料3～5

(結論)「**位置づけ問題は極めて単純であるのに、ここまで複雑にしてしまったのは水道局の厚顔無恥さにある**」のです。

【本書の添付書類】

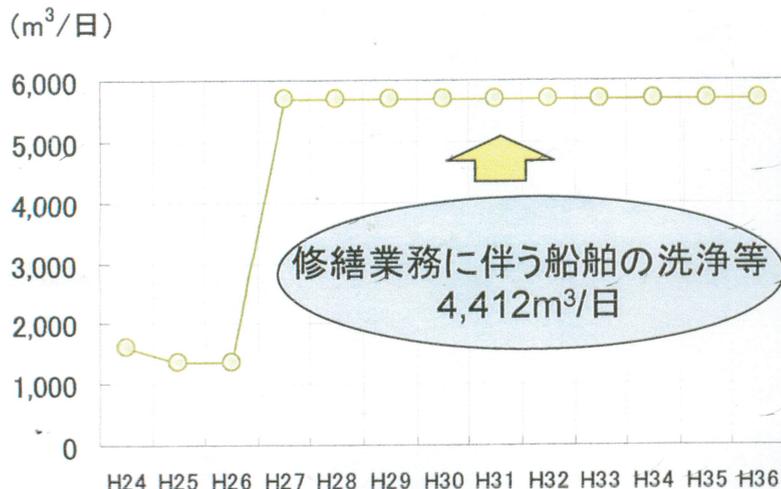
- 1 12年度再評価の第1回再評価委員会資料12頁（参考資料Ⅰ）
- 2 復命書（参考資料Ⅱの①～④）
- 3 別紙3
- 4 別紙7
- 5 回答書（参考資料 1～3）

※別紙3は、2月7日に提出した別紙3に⑭の事項を追加した追補版。別紙7は新規作成したもの。

以上

【大口】

■大口需要として造船業が中心となるため、関連企業の動向から予測を行った。



関連企業の調査を行った結果、経営方針の転換により、船舶の洗浄用等として、水使用量の増加が見込まれていることから、その水量を大口の加算水量とした。

大口需要を別途加算する。

H24. 12. 8 (土)

修繕部門の強化

S.S.K「飛鳥II」初修繕

部門の売上高拡大へ試金石

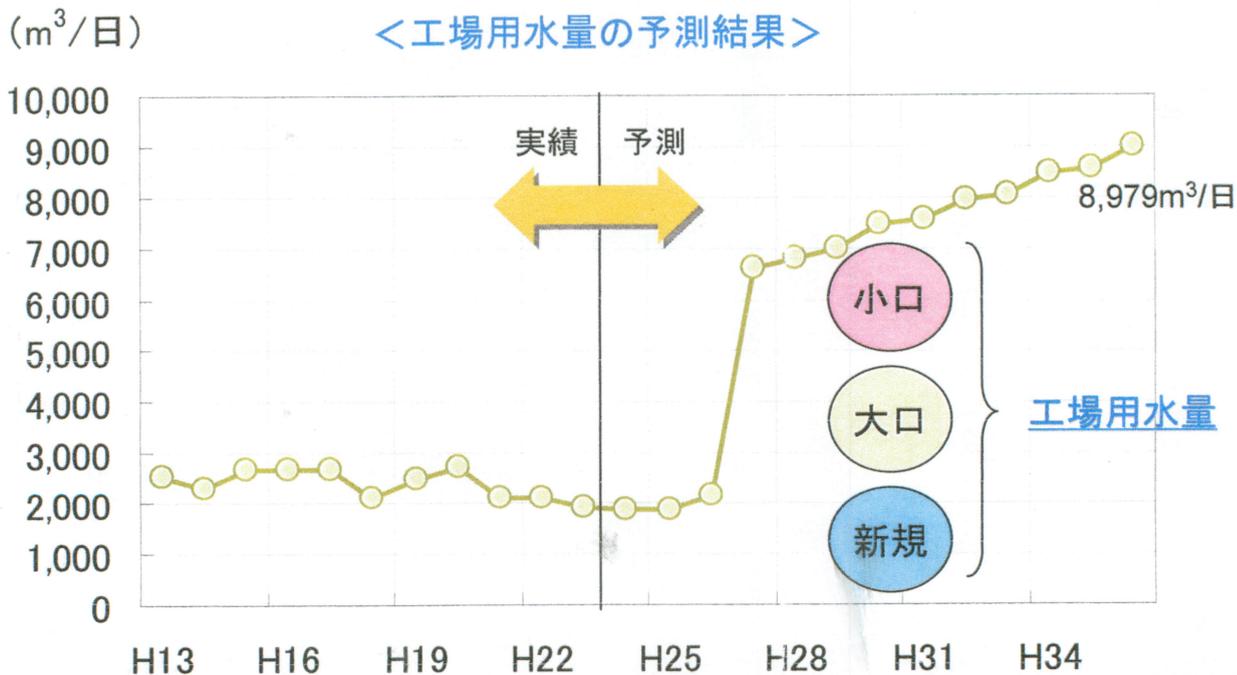
「飛鳥II」は、修繕部門の売上高拡大へ試金石となる。S.S.Kは、飛鳥IIの初修繕に際し、部門の売上高拡大へ試金石となる。S.S.Kは、飛鳥IIの初修繕に際し、部門の売上高拡大へ試金石となる。

第3ドック改修へ

事業強化、2年後完了へ

修繕部門の強化は、S.S.Kの成長戦略の重要な一環として位置づけられている。S.S.Kは、飛鳥IIの初修繕に際し、部門の売上高拡大へ試金石となる。

【総括】



復命書

平成24年 6月25日

佐世保市水道事業及び下水道事業

管理者 川久保 昭 様

事業部長 田中 英隆

水道計画室長 川野 徹

水道計画室主査 坂口 康之

平成24年6月22日～23日に東京都へ出張しましたので、その結果を下記のとおり報告します。

記

1. 出張目的 平成25年度水道施設整備費国庫補助事業に係る事業評価等のヒアリングについて
2. 場 所 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省仮設第1会議室（C駐車場）
3. 日 程 平成24年6月22日（金）13:30～
4. 内 容 別紙資料に沿って内容説明
(1) 事業評価調査表
(2) 再評価概要様式及び事業認可概要様式
(3) 再評価概要データ諸元表
(4) 水需要予測概要
(5) その他

5. 報 告

厚生労働省が、全国の水道水源開発国庫補助対象事業の再評価対象自治体の現状を把握するためのヒアリングを受けたもの。

①本市の前回再評価以降の経過（主に以下の事項）を報告。

- ・平成21年11月に申請を行った事業認定手続きの経過について
- ・平成21年12月から始まった国によるダム検証について
（平成24年6月11日に事業継続の方針決定）
- ・長崎県議会、佐世保市議会の動きについて
（共に平成23年7月に推進決議を行い要望活動を行っていることなど）
- ・現在の用地取得の状況について
（全体の約8割の世帯に同意を頂き移転が完了していることなど）
- ・水需要の動向について
（平成19年度の渇水、近年の経済情勢を背景とした水需要の推移など）

②提出資料の内容説明。（※別添資料参照）

以 上

復命書

平成24年 9月28日

佐世保市水道事業及び下水道事業

管理者 川久保 昭 様

事業部長 田中 英隆

水道計画室長 川野 徹

水道計画室主査 坂口 康之

平成24年6月26日～27日に東京都へ出張しましたので、その結果を下記のとおり報告します。

記

1. 出張目的 補助採択にかかる相談について
2. 場 所 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省仮設第1会議室（C駐車場）
3. 日 程 平成24年9月27日（水）10:00～
4. 内 容 以下の件について質問
(1) 石木ダム…再評価の位置づけについて
(2) 石木ダム…評価単位について
(3) 石木ダム…評価期限について

5. 報 告

主に以下の事項について協議を行いました。

(1) 石木ダム…再評価の位置づけについて

県道工事に着手していることから、今回の再評価は「着工前評価」として行う必要があるのかについて質問したところ、現状で着工前評価になるかは判断できないとのことであった。

(2) 石木ダム…評価単位について

関連事業を含めて一括した評価をする必要があるかについて質問したところ、『「一連の目的を達するために行うその他の事業がある場合は、これを含めて一括とする」という評価の単位の記載については、再評価実施要領（運用と解説）に記載があるとおおり、目的を達成するために必要な「異なる区分の補助対象事業」と「単独事業」を含める必要がある。

なお、2つ以上の補助区分があり、同年度に着手しない場合は、別々に着手前評価を行う必要があるが、費用対効果の検討は一括で行う」とのことであった。

(3) 石木ダム…評価期限について

ダム検証等によって再評価の準備が出来ていない状況にあることから、再評価実施の時期や国庫補助について質問をしたところ、「事情は理解するが、実施時期については今年中に評価することが原則である。国庫補助については、全国の他の事業において内示を保留した事例も複数ある。」とのことであった。

以 上

復命書

平成24年 11月21日

佐世保市水道事業及び下水道事業
管理者 川久保 昭 様

事業部長 田中 英隆
水道計画室長 川野 徹
水道計画室主査 坂口 康之

平成24年11月19日～20日に東京都へ出張しましたので、その結果を下記のとおり報告
します。

記

1. 出張目的 石木ダム再評価に関する相談
2. 場 所 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省水道課内テーブル
3. 日 程 平成24年11月20日(水) 10:00～
4. 内 容 以下の件について質問
・水需要予測手法について(湧水影響)

5. 報 告

再評価における水需要予測の具体的内容について協議を行い、以下のような見解が示されました。

①水需要予測の手法（渇水影響の考え方など）について

- ・大きい渇水の影響があったことから、全国的に見ても佐世保市の原単位が極端に低くなっていることが認められる。
- ・渇水後の実績を単に異常値として排除するのではなく、渇水の影響を含めた現状を分析して今後の推計をする必要があると思われる。
- ・佐世保市は経済情勢だけではなく渇水もあることから特殊なケースであり、一般的な時系列分析の方法では将来を予測することが困難であると思われる。
- ・具体的な推計方法を示すことはできないが、たとえば回帰式分析を行うなど、時系列以外の手法も検討する必要があると思われる。

②その他

- ・全国的には少子高齢化や核家族化の傾向から生活用水の原単位は減少傾向にある。
- ・地域の特性に応じた水需要の増加要因がある場合は考慮する必要があると思われる。

以 上

復命書

平成24年 12月 4日

佐世保市水道事業及び下水道事業
管理者 川久保 昭 様

経営管理課課長補佐 井上泰典
水道計画室主査 坂口康之

平成24年12月 3日～ 4日に東京都へ出張しましたので、その結果を下記のとおり報告
します。

記

1. 出張目的 石木ダム再評価に関する相談について
2. 場 所 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省水道課内テーブル
3. 日 程 平成24年12月 3日(月) 14:00～
4. 内 容 以下の件について質問
 - ・原単位の計算手法について
 - ・有効率の目標について

5. 報 告

前回に引き続き、水需要予測の具体的手法について協議を行い、以下のような見解が示されました。

①原単位の計算手法について

- ・ 渇水の影響を考慮するため、渇水年のデータを除いて推計するという手法については一定の理解はできるが、正当性を補完するために他推計案や他都市との比較が必要と思われる。

②有効率の考え方について

- ・ 各都市によって状況が異なるため、「目標値」について一概にこれならば良いというものはないし、その算出手法も確立したものはない。
- ・ 水道ビジョンの手引きに「目標値」の記載はあるが、都市の状況に応じて適切に判断・設定してもらえばよい。

以 上

別紙3

これだけある！

「平成24年度再評価」は原則5年ごとの再評価であることを示す証拠

改訂増補：平成30年7月25日 追補：平成30年9月30日

追補：平成31年3月6日

まとめ：宮野和徳

① 平成24年6月15日開催の定例会・会議録

川久保水道局長の答弁

「再評価の実施時期につきましては、厚生労働省からの通知により、事業採択後10年を経過して継続中の事業は、原則5年経過ごとに実施することとなっております。そういうことからしますと、平成24年度の今年が作業の年になります。」

② 平成24年6月22日開催の石木ダム建設促進特別委員会・会議録

川久保水道局長の答弁

「再評価の時期は、各省庁の事業にかかわらず、原則5年に1度というルールになっている。前回、平成19年度に実施しているので、平成24年度が原則5年の時期というようになっている。」

③ 平成24年9月7日開催の企業経済委員会・会議録

一瀬水道事業課長の答弁

「(…実施要領によると)、原則、事業採択後5年を経過して未着手の事業及び10年を経過して継続中の事業を対象として、10年経過以降は原則5年ごとに実施するものとする」と実施時期が記載されている。(略)、前回、佐世保市の場合は平成19年にやったということで、今年度は5年後の年になるということで、この通知をもってやっている。」

④ 平成24年9月7日開催の企業経済委員会・会議録

田中事業部長の答弁

「佐世保市の場合は、おおむね5年ということであるので、再評価の時期にはなっている。ただ、再評価するに当たってのデータ整理、過去の分を含めて今後どうしていくかというのは、いま厚労省と協議をしており、一応着手はしているが、今後、そういった委員会、もしくは学識経験者の意見を聞く、そういった場の設定については未定の状態である。(省略)」

⑤ 平成24年9月14日開催の定例会・会議録

川久保水道局長の答弁

「再評価とは、補助事業の効率的な執行や透明性を図るため、採択を一定期間経

過した事業を対照に実施する制度でありまして、水道施設整備事業費においては、10年経過以降、原則5年ごとに実施するというようになっておりまして、前回から5年経過した本年度が再評価の年度ということになっております。」

⑥ 平成24年9月28日付け「復命書」

水道局の再評価事務の担当者は、平成24年9月26日、27日に厚生労働省健康局水道課に出張して「再評価の位置づけについて」相談したが、その出張に係る復命書である。

これによると、水道局担当者は「県道工事に着手していることから、今回の評価は着工前評価として行う必要があるのか」と質問し、これに厚労省は「現状では着工前評価になるかは判断できない」として「着手前評価」との位置づけに否定的な見解を示していることが分かる。

なお、水道局の「県道工事に着手していることから」という質問の前提自体、平成24年度に着手の事実はなく虚偽であることを指摘しておきたい。

⑦ 平成24年12月11日開催の定例会・会議録

川久保水道局長の答弁

「石木ダム建設事業につきましては、前回、再評価が平成19年度でありましたので、5年経過となります今年度がその実施のタイミングとなっております。」

⑧ 「平成24年度 第2回 佐世保市上下水道事業経営検討委員会 水道施設整備事業再評価（第1回目）」

これは、いわゆる再評価委員会資料である。

第1ページ《実施時期》の項に次のように記述されている。

実施時期は、以下のとおりである。

原則5年経過ごとに実施（前回評価は平成19年度）

社会経済情勢の急激な変化により事業の見直しの必要が生じた場合には適宜実施

第9期拡張事業は再評価実施時期となっている。

再評価の実施時期には実施規則が定める「着手前の適切な時期の再評価」を加えて三つの場合があるのに、この資料には、実施要領が定める二つの場合を記述するのみで、「着手前評価」の記述(説明) そのものがない。

このことは、本資料の製作時点（平成24年12月頃）において、水道局としては、平成24年度再評価を「着手前評価」と位置づけることはできない、すなわち「原則5年経過ごとの再評価」として実施するとの認識であったことをよく示している。

なお、本資料の製作時期(完成時期)は、第12ページにある長崎新聞の記事の日付から推して平成24年12月8日より後である。

⑨ 「第2回 佐世保市上下水道事業経営検討委員会 議事概要」

これは、平成25年1月22日に開催された実質的な第1回再評価委員会の議事概要である。

委員会事務局（説明者は田中英隆事業部長）から上記⑧の資料説明が行われた。この議事概要第4ページ30行目に次のようにある。

田中部長：（前略）それと実施時期にありますように原則5年ごとに行うようになっております。前回は平成19年と（ママ）しておりましたので今年度が該当するという事になっております。（後略）

このように、第1回再評価委員会で田中部長は、平成24年度再評価は「原則5年経過ごとの再評価」との認識を明確に示し、その認識で実施していることを明言している。

⑩ 「水道局長メッセージ」

これは、平成25年の年初に水道局ホームページに掲載されたもの。

このメッセージ文の中ほどで川久保局長は、平成24年度再評価について、

「本年は、5年毎に実施している事業の再評価を実施し、（以下省略）」と述べ、「原則5年経過ごとの再評価」として実施している認識を明確に示している。

⑪ 平成25年2月1日開催の石木ダム建設促進特別委員会・会議録

川久保水道局長の答弁

「長期間にわたる大型公共事業については、国の方で再評価という手続がとられている。（省略）、原則として5年に1回ということで実施されている。石木ダムについては、前回は平成19年度であったので、その5年後である今年度が再評価のタイミングということになっている。」

⑫ 「第4回 佐世保市上下水道事業経営検討委員会 議事概要」

これは、平成25年3月14日開催の第3回再評価委員会（最終回）の議事概要である。

委員会の終盤において、委員長と思しき委員と事務局（川久保局長）との間で次の問答が行われた。

委員「今後、どういうサイクルですか。」

局長「国の要綱・要領では、原則として5年ごとということになっています。」

委員「そうすると5年後にあるわけですか。」

局長「原則論ではそうです。」

この翌日、3月15日付けで平成24年度再評価結果が上級庁に報告された。

この問答からも明確なように、水道局は平成24年度再評価の全手続が終了する最後の最後まで、同再評価は「原則5年経過ごとの再評価」との認識であったこと

がよく分かる。

⑬ 平成25年3月(16日以降)発行の『水道局だより No.13』

これは、平成24年度再評価結果を上級庁に報告後の平成25年3月中に発行されたもの。これの「2 石木ダム再評価を実施しました」で次のような記述(説明)がある。

「再評価とは国庫補助事業において、(中略)、原則5年経過ごとに実施することになっています。」

このことから、平成24年度再評価は「原則5年経過ごとの再評価」との認識で実施されたことは明らかである。

⑭ 平成25年6月20日開催の定例会・会議録

川久保局長の答弁

「いい加減な計画というご指摘がございましたけれども、先ほど来申し上げましたように、今回の水需要予測につきましては、厚生労働省が示しております再評価実施要領及び実施細目に沿って手続を行っているものであり、再評価につきましては5年ごとに実施しております、その都度、第三者委員会での審議を経て、厚生労働省からチェックを受けているところでございます。」

⑮ 平成25年9月10日開催の石木ダム建設促進特別委員会・会議録

川久保水道局長の答弁

「次に、平成25年3月に結論を出した石木ダムの再評価、これは5年に1度実施される。目的としては、今後も国庫補助事業として継続していくべきかどうかという視点で評価されたものである。評価の主体は発注者、事業主体、つまり私ども佐世保市ということになるが、結論を厚生労働省に上げて、厚生労働省からことしの5月、満額の補助をいただいたというところで、一定終息している。」

(注)・ほぼ時系列で整理した。

- ・会議録については、議員の質問は省略し答弁のみとした。
- ・9月30日、⑬の追補により、従前の⑬を⑭とした。
- ・3月6日、⑭の追補により、従前の⑭を⑮とした。

以上

別紙 7

「着手前再評価」と位置づける理由・根拠の摩訶不思議

2019年3月18日作成

まとめ：宮野和徳

[説明]

佐世保市(水道局)が、石木ダム建設事業に係る12年度再評価の位置づけを「着手前再評価」と言い始めたのは、同再評価の全手続終了後、それも14年度に入ってからである。このこと自体おかしいことだが、これは事実である。

これは、水道局のいう「理由・根拠」の摩訶不思議を明らかにするために、市議会会議録、新聞記事、質問への水道局回答、等々を時系列で整理したものである。私と水道局間では20回を越える質問⇔回答のやり取りがあるが、その中から初期の1～3回の関係部分をここに引用する。(下線は筆者)

① 平成26年12月9日 佐世保市議会定例会 会議録

谷本水道局長の答弁

「事業評価につきましては、厚生労働省の国庫補助採択のための制度でございますので、同じく情勢を見ながらの相談となりますけれども、厚生労働省の評価実施要領では、付け替え県道工事は本体着工と同様の考えとなっておりますことから、平成24年度に実施した再評価は、着工前評価となっております。」

※別紙1の⑫と同じ

② 平成27年8月29日付け西日本新聞の記事(28日市長の定例記者会見での発言)

水道局によると、

「国の基準では工事に着手した場合、10年間は再評価の必要はない。13年度の県道付け替え契約を工事着手とみなしており、次回再評価は22年度になる」

※別紙1の⑬と同じ

③ 平成27年12月4日 佐世保市議会定例会 会議録

谷本水道局長の答弁

「なお、厚生労働省の制度では、再評価の実施時期は5年に一度を原則としており、また、着手前評価は10年後に実施することとされてございます。本市は平成24年度に着手前評価を行っておりますことから、通常でいけば次回評価は平成34年度なるものと思います。」

④ 平成28年3月9日 佐世保市議会定例会 会議録

谷本水道局長の答弁

「再評価に関しまして、まず平成24年度再評価の位置づけでございますけれども、これは厚生労働省の国庫補助を継続する際に必要な手続きで、同省から示されております評価実施要領に従って行うことになっております。この要領では、事業評価の実施時期として、原則5年に一度とされているほか、本体工事または本体関連工事の着手前の適切な時期に評価を実施するとされております。石木ダム建設事業では、平成25年度に本体関連工事であります付け替え道路工事に着手されてございますので、本市が平成24年度に実施しました事業評価は、この本体関連工事の着手前の適切な時期の評価となります。」

⑤平成28年3月22日付け回答

これは、同年2月8日付けの私の質問に対する水道局回答である。

「評価実施要領では事業(ママ)の実施時期として原則5年に一度とされているほか、「本体工事又は本体関連工事の着手前の適切な時期に評価を実施する」とされております。石木ダム建設事業におきましては、平成25年度に本体関連工事であります付け替え道路工事に着手しておりますので、本市が平成24年度に実施しました事業評価は、この「本体関連工事の着手前の適切な時期」の評価でありますことから、国の実施要領(ママ)によれば次の評価につきましては10年後となります。」

→参考資料1

⑥ 平成28年4月13日付け回答

これは、同年3月25日付けの私の質問に対する水道局回答である。

「…本市といたしましては平成24年度の再評価については、当初より、「本体関連工事の着手前の適切な時期」に行う評価として捉えており、その前提で厚生労働省とも協議を行ってきたところであります。

当時、国の政策として進められていた「ダム検証」により検討を進めてきた本事業であり、平成24年6月に「事業継続」との対応方針が示され、今後、事業を進めていく環境も整った時期でもありました。このため長崎県が策定した工事工程に合わせた対応としたところであります。」 →参考資料2

⑦ 平成28年5月17日付け回答

これは、同年4月15日付けの私の質問に対する水道局回答である。

「平成24年当時、国の政策方針として行ってきた「ダム検証」において「事業継続」との結論が得られ、事業主体である長崎県より平成25年度より本体関連工事に着手する意向が示されました(平成25年度予算において付け替え道路工事に係る経

費が計上)。

本市といたしましては、事業主体である長崎県の事業計画に合わせた事業費負担を行うため、その負担に応じた予算の確保を行う必要があります。また本事業は国の補助事業であることから、財源である国庫補助についても、当然に同様の内容で補助金の確保を図る必要があります。そうした状況での平成25年度の国庫補助を継続して受けるための再評価である平成24年度の事業評価については、県の事業計画に合わせた内容となるため、「本体関連工事の着手前の適切な時期」の評価として行ったところです。」→参考資料3

⑧ 平成28年12月13日 佐世保市議会定例会 会議録

谷本水道局長の答弁

「事業の必要性としての事業評価に関する御質問がございました。厚生労働省の水道施設整備費国庫補助事業評価実施細目におきまして、再評価の時期として、5年に一度行うもののほか、本体工事または本体関連工事の着手前の適切な時期に評価を実施するとされています。平成24年度時点では、長崎県が翌年の平成25年度に本体関連工事となります工事用車両(ママ)の着手を予定されておりましたので、この着手前の適正な時期の評価として実施したものでございます。」

平成28年3月22日

宮野 和徳 様

佐世保市水道事業及び下水道事業

管理者 谷本 薫治



石木ダム建設事業の再評価に関する要請書及び質問書について（回答）

みだしの件につきまして、これまでもご説明させていただいておりますが、改めて本市の事業評価に関する考え方について申し上げます。

事業評価に関しまして、宮野様もご承知のとおり、厚生労働省の国庫補助を継続する際に必要な手続きであり、同省から示されております評価実施要領に従って実施することとなります。この要領では事業の実施時期として原則5年に一度とされているほか、「本体工事又は本体関連工事の着手前の適切な時期に評価を実施する」とされております。石木ダム建設事業におきましては、平成25年度に本体関連工事であります付替道路工事に着手しておりますので、本市が平成24年度に実施しました事業評価は、この「本体関連工事の着手前の適切な時期」の評価でありますことから、国の実施要領によれば次の再評価につきましては10年後となります。

また長崎県が行った事業評価との関係については、治水事業が国道交通省の補助事業でありますことから、同省の評価実施要領に従って実施されたものであります。一方、本市利水事業につきましては厚生労働省が定める評価実施要領に従って実施するものであります。ここには事業評価の実施時期について原則5年経過ごとの評価に加えて、「工期の大幅な延長など、社会経済情勢の急激な変化等により事業の見直しの必要が生じた場合」とされており、工期が変わったことにより、利水事業計画に見直しの必要性がある場合には事業評価を行うこととされております。

今回の県の工期変更は、平成34年度を完成年度としたものですが、本市の利水事業計画については平成36年度を目標年度としておりますことから、基本的に工期変更に伴って利水計画の変更を要するものではありません。よって私どもと致しましては、今回の県の工期変更＝再評価実施とは考えておりません。

頂きました要請及び質問についての水道局の考えにつきましては前述のとおりでございますので、何卒ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以 上

参考資料2

平成28年4月13日

宮野 和徳 様

佐世保市水道事業及び下水道事業

管理者 谷本 薫治



不誠実な対応に抗議し、新たな質問を含め改めて回答を要求する（回答）

平成28年2月8日付け「要請書及び質問書」に対して、本市としましては、平成28年3月22日付けで回答を行っているものであり、改めて本市の見解を示すものはないものと考えております。

市民の代表が集まる市議会の場においても、同内容の質問に対し説明を行ったところであったため、回答についても同様の内容とさせていただいたところ です。

また平成24年度の再評価の位置づけに関しまして、個別事象毎の期日に関するご質問をいただいておりますが、まずもって本市といたしましては平成24年度の再評価については、当初より「本体関連工事の着手前の適切な時期」に行う評価として捉えており、その前提で厚生労働省とも協議を行ってきたところ であります。

当時、国の政策として進められていた「ダム検証」により検討を進めてきた本事業であり、平成24年6月に「事業継続」との対応方針が示され、今後、事業を進めていく環境も整った時期でもありました。このため長崎県が策定した工事工程に合わせた対応としたところ であります。何卒、ご理解賜りますようよろしく 願います。

以 上

平成28年 5月17日

宮野 和徳 様

佐世保市水道事業及び下水道事業

管理者 谷本



平成28年4月13日付け回答書を一読しての
感想、疑問、質問等について（回答）

みだしの件につきまして、改めて本市の事業評価に関する考え方について申し上げます。

ご承知のとおり、事業評価に関しましては、厚生労働省の補助を継続する際に必要な手続きであり、同省から示されております評価実施要領に従って実施しております。その中で再評価については、実施時期を原則5年に一度とされているほか、「本体工事又は本体関連工事の着手前の適切な時期に評価を実施する」とされております。

本市は石木ダム事業の起業者であるものの、直接事業を実施しておらず、事業実施については採択当初より長崎県に委託し、事業費の一部を負担する形で事業に取り組んでいるところです。

平成24年度当時、国の政策方針として行ってきた「ダム検証」において「事業継続」との結論が得られ、事業主体である長崎県より平成25年度より本体関連工事に着手する意向が示されました（平成25年度予算において付替道路工事に係る経費が計上）。

先にも述べましたとおり本市と致しましては、事業主体である長崎県の事業計画に合わせた事業費負担を行うため、その負担に応じた予算の確保を行う必要があります。また本事業は国の補助事業であることから、財源である国庫補助についても、当然に同様の内容で補助金の確保を図る必要があります。そうした

状況での平成25年度の国庫補助を継続して受けるための再評価である平成24年度の事業評価については、県の事業計画に合わせた内容となるため、「本体関連工事の着手前の適切な時期」の評価として行ったところです。

なお、「本体関連工事の着手前の適切な時期」を示す記載内容及び記載箇所については、宮野様からご指摘を頂いているところではありますが、当時、厚生労働省と協議を行う中で整理されたものであり、その結果については平成25年度の国からの補助金が継続されているということをもって認められたものと本市が判断し、一連の手続きが完了したところであります。

開示文書の誤りの点についてですが、今年の10月に直接、謝罪と事情の説明をさせていただいているところであり、私共といたしましてはそれ以上の説明はないものと思っております。

また長崎県が行った事業評価との関係についてのご質問ですが、まず長崎県が行った事業評価は、治水事業が国土交通省の補助事業でありますことから、同省の評価実施要領に従って実施されたものであります。一方、本市利水事業については、厚生労働省が定める実施要領に従って実施することとなります。この実施要領によれば、通常の実施時期に加えて「工期の大幅な延長など、社会経済情勢の急激な変化等により事業の見直しの必要が生じた場合」とされており、工期が変わったことにより、利水事業計画に見直しの必要性がある場合には事業評価を行うこととされております。

今回の県の工期変更は、平成34年度を完成年度としたものですが、本市の利水事業計画については平成36年度を目標年度としておりますことから、基本的に工期変更に伴って利水計画の変更を要するものではございません。よって私どもと致しましては、今回の県の工期変更＝再評価実施とは考えておりません。以上が水道局におけるご質問いただいた内容に対する考え方です。

以 上